

資料9

令和元年 6月 20日

生駒市長
小柴 雅史 様

参天製薬株式会社 奈良研究開発センター
施設長 森島 健司

排水水質分析の頻度変更について（検討のお願い）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃は何かとお世話になり有難うございます。

弊社奈良研究開発センターでは環境保全計画書に基づき、定期的に排水の水質分析を外部機関に依頼し、分析結果は生駒市環境保全課様あてに計量証明書を提出させていただいております。

現状、排水の水質分析は 1 回／2 週間の頻度で実施しており、1996 年に開所以来、少なくとも過去 10 年以上、分析結果は基準値を大幅に下回っております。

また、処理中の排水の水質は日常的に監視しており、基準値を超えた場合は放流を停止し予備水槽に切り換えて再処理することで、公共下水道への放流は停止する体制を構築しております。

以上のことから、排水水質分析の頻度を減少させる方向でご検討いただきたいと考えます。

以上、排水水質分析の頻度変更についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上



参天製薬株式会社の排水水質分析に係る質問

1) 頻度変更の理由は何ですか。

(参天製薬(株)の回答)

- ・弊社研究所の開所以来二十数年、一度も基準からの逸脱が無いこと、
- ・排水中のいくつかの項目は常時監視しており、予備水槽もあるので万一の異常発生時には放流を止めることができること。

2) 現在までのところ、測定結果は基準値を下回っていますが、その中に事業活動や事故によって上昇する可能性のあるものがありますか。

(参天製薬(株)の回答)

- ・排水中の測定項目に影響が出るものは全てポリタンクに貯留して産廃業者へ引き渡しているため、突発的に濃度が上昇するものはないと考えています。

3) 処理中の排水の水質は日常的に監視しているということだが、すべての項目を監視しているのか。連続モニターできない物質の検査頻度は?

(参天製薬(株)の回答)

- ・常時監視している項目は水素イオン濃度、化学的酸素要求量(COD)、水温、酸化還元電位、浮遊物質(SS)濃度および伝導率であり、それ以外の項目の測定は採水の都度(2週間に一度)になります。

4) 実際の水質汚染防止策としては、排水を下水の放流する前にためておいて、問題なければ放流するというものですか。もしそうであれば、何日分ためられるのでしょうか。

(参天製薬(株)の回答)

- ・仰る通り、処理後の水を最終貯留槽へ貯留し、3)で常時監視している項目に異常がなければ都度公共下水道へ放流します。異常があれば直ちに放流を止めて予備水槽へ貯留します。予備水槽の容量はおおむね2日分です。異常値が出た場合は研究活動を止め、かつ24時間対応でトラブル解消にあたりますので、丸2日分を貯留することはないと考えます。

下水道排水 検査項目、検査回数一覧表

資料9 別紙

番号	検査項目	測定回数	参天製薬
1	カドミウム及びその化合物	○	○
2	シアン化合物	○	○
3	有機燐化合物 ^{リン}	○	○
4	鉛及びその化合物	○	○
5	六価クロム化合物	○	○
6	砒素及びその化合物	○	○
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	○
8	アルキル水銀化合物	○	○
9	ポリ塩化ビフェニル	○	○
10	トリクロロエチレン	○	○
11	テトラクロロエチレン	○	○
12	ジクロロメタン	○	○
13	四塩化炭素	○	○
14	—・ニージクロロエタン	○	○
15	—・—ジクロロエチレン	○	○
16	シス—・ニージクロロエチレン	○	○
17	—・—・—トリクロロエタン	○	○
18	—・—・ニ—トリクロロエタン	○	○
19	—・三ジクロロプロパン	○	○
20	テトラメチルチラムジスルフィド(別名チラム)	○	○
21	ニ—クロロ—四・六—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)	○	○
22	S—四—クロロベンジル=N—N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	○	○
23	ベンゼン	○	○
24	セレン及びその化合物	○	○
25	ほう素及びその化合物	○	○
26	ふつ素及びその化合物	○	○
27	—・四—ジオキサン	○	○
28	フェノール類	A	○
29	銅及びその化合物	A	○
30	亜鉛及びその化合物	A	○
31	鉄及びその化合物(溶解性)	A	○
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	A	○
33	クロム及びその化合物	A	○
34	温度	○	○
35	水素イオン濃度	○	○
36	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	A	○
37	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	A	○
38	沃素消費量	A	○
39	アンモニア性窒素	○	○
40	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	○	○
41	生物化学的酸素要求量	A	○
42	浮遊物質量	A	○
43	窒素含有量	A	○
44	リッペ含有量	A	○

測定回数(※市下水道条例施行規則第12条参照のこと)

○:14日を超えない排水の期間ごとに1回以上

A:1月を超えない排水の期間ごとに1回以上

○生駒市下水道条例施行規則 (昭和59年4月1日規則第7号)

(水質の測定の回数)

第12条 下水道法施行規則第15条第2号ただし書の規定により市長が定める水質の測定の回数は、温度又は水素イオン濃度を測定する場合を除き、次のとおりとする。ただし、市長が排水の量又は水質を勘案してこれにより難いと認めるときは、その都度定めるところによる。

測定項目	測定回数
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 シアノ化合物	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
アルキル水銀化合物	
有機燐化合物	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1・2-ジクロロエタン	
1・1-ジクロロエチレン	
シス-1・2-ジクロロエチレン	
1・1・1-トリクロロエタン	
1・1・2-トリクロロエタン	
1・3-ジクロロプロペン	
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	
2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)	
-s-トリアジン(別名シマジン)	
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
1・4-ジオキサン	
その他	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上